

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

東京センチュリー株式会社

2026年4月1日

東京都千代田区神田練堀町3番地
東京センチュリー株式会社
代表取締役 藤原 弘治

当社は、2025年10月15日付けでエス・ディー・エル株式会社（以下「SDL」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、SDLを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併について、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2026年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
SDLは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本合併の差止請求について、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過
 - ① 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）
SDLは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。
 - ② 新株予約権買取請求（会社法第787条）
SDLは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - ③ 債権者の異議（会社法第789条）
SDLは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2026年2月17日付で官報及び電子公告にて公告を行いました。所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
当会社においては、本合併が会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。なお、本合併に反対する旨の株主からの通知は、会社法第 796 条第 3 項に定める一定数を満たすものではありませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - ① 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）
当会社においては、本合併が会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。
 - ② 債権者の異議（会社法第 799 条）
当会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 2 月 17 日付で官報及び電子公告にて公告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
当会社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、SDL からその資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。
7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
該当事項はありません。

以上

別紙「吸収合併に係る事前開示書面」